沖縄県立沖縄盲学校寄宿舎運営規則

（目的）

第１条　この規則は、沖縄県立特別支援学校管理規則第 75 条に基づき、沖縄県立沖縄盲学校寄宿舎（以下「寄宿舎」という）の運営管理に関して必要な事項を定める。

（基本方針）

第２条　寄宿舎運営は、次のとおりとする。

１．本校の教育目標と学校経営方針に基づき、安全確保と健康管理に留意し、基本的生活習慣の確立を図る。

２．障害についての理解を深め、豊かな人間関係の構築と社会参加・自立する力を育む児童生徒の健全な人格の育成に努める。

３．寄宿舎運営全般において本運営規則を原則とする。ただし、学習保障等の観点から児童生徒の実態等に応じ、寄宿舎運営委員会にて検討し、対応を行う場合がある。

（教育目標）

第３条　寄宿舎の教育目標は、次のとおりとする。

１．基本的生活習慣の確立に努める。

２．自己の健康管理能力を高める。

３．集団生活を通して自分の役割を見つけ、行動する力を育む。

４．責任をもって自ら積極的に物事に取り組む姿勢を育む。

５．他者を尊重し、協調する態度を育てる。

（指導目標）

第４条　指導目標は、次のとおりとする。

１．小学部段階においては、基本的生活習慣の指導を通して身辺自立を促し、遊びや学習に興味・関心を持ち、健康で明るく心情豊かな児童を育てる。

２．中学部段階においては、生活習慣を身に付けることや相手を思いやる心を培う。学習や係活動に意欲を持ち積極性や忍耐力を養い、心身の調和的な発達を図る。

３．高等部段階においては、集団生活や自治活動などで自己の確立と協調性を養い、豊かな人間性の育成に努める。

（入舎期間）

第５条　入舎期間は、次のとおりとする。

１．4 月の入舎式の日から、翌年 3 月の卒業式及び修了式までとする。

２．前項の規定によるほか、校長は入舎期間を変更することができる。

（入舎定員）
第６条　入舎定員は、20 人とする。

（入舎対象）
第７条　沖縄県立沖縄盲学校の小学部（原則 4 年生以上)、中学部、高等部に在籍する者、次年度または年度途中より入学、転入学、編入学となる者。

（寄宿舎運営委員会）
第８条　寄宿舎の運営について検討するため、校長を委員長とする寄宿舎運営委員会を組織する。
１．寄宿舎運営委員会の構成は、校長、教頭、事務長、主幹教諭、各学部主事、専攻科主任、寮務主任、養護教諭、教育支援部主任、寄宿舎指導員（庶務係）とする。
２．検討する事項は以下のとおりとする。
（１）運営規則の改定に関すること
（２）入舎選考に関すること
（３）その他、寄宿舎運営に関すること
ただし緊急を要する場合は、寮務主任及び寄宿舎指導員（庶務係）と校長で検討し、決定事項を寄宿舎運営委員会で報告する。

（入舎選考）
第９条　入舎選考については、次のとおりとする。
１．校長を委員長とする寄宿舎運営委員会で入舎選考を行う。
２．入舎希望者数に関わらず、入舎選考を行う。
３．入舎選考については、第 10 条の入舎選考基準を基に総合的に判断する。
４．校長は入舎選考基準、障害の程度、安全管理及び指導体制等を踏まえて総合的に判断して入舎生を決定する。

（入舎選考基準）
第１０条　入舎選考基準は、次のとおりとする。
１．離島または遠隔地在住の者
本運営規則において遠隔地とは、原則、高速道路を利用せず自宅から車を使用して、最短距離が 25 ㎞以上とする。(距離は片道分を基本とする)
２．公共交通機関などの利用が困難な者
３．家庭の諸事情により、著しく通学に困難な状況がある者
４．健康状態、行動的側面から寄宿舎生活が可能と思われる者
５．服薬によって疾病の症状が安定している者
６．睡眠障害や健康状態等で、夜間〔22 時～翌 5 時〕の対応を必要としない者
７．本校寄宿舎の教育目標に則った教育的支援を要する者
８．上記の１．～７．に該当する場合であっても、生活全般での安全・健康管理及び緊急避難時の対

応、夜間の職員体制等から下記の事項に該当する場合には、慎重に検討し総合的に判断する。

（１）医療行為、医療的ケアを必要とする者。

（２）睡眠障害の著しい者や疾病による食事療法や服薬管理及び服薬介助が困難な者。

（３）集団生活において、他の入舎生に危害を加えたり、施設設備に損害等を加える恐れのある者。

（４）自宅からの通学を強く希望している者。

（５）肢体不自由を伴う者（施設設備面・安全性の確保・職員体制の観点から検討する）。

９．寄宿舎運営委員会に諮るべき内容がある者。

10．校長が特に必要と認めた者。

（中途入舎）

第１１条　年度途中の入舎については次のとおりとする。

１．離島または遠隔地に在住する者が本校へ転入学もしくは編入学等で途中入舎を希望する場合。

２．離島または遠隔地に在住する本校の小学部（原則４年生以上）、中学部、高等部に在籍する者が途中入舎を希望する場合。

３．校長が特に認めた者

（退舎）

第１２条　次の各号のいずれかに該当する場合、寄宿舎運営委員会の審議の上、校長は入舎生を退舎させることができる。

１．本人、保護者等および保証人が本運営規則における要件を遵守できない場合

２．健康状態、行動的側面から寄宿舎生活が不可能と思われる場合

３．服薬によって疾病の症状が安定していない場合

４．睡眠障害や健康状態等で、夜間〔22 時～翌５時〕の対応を必要とする場合

５．寄宿舎生活の秩序を乱し、他の入舎生に影響を及ぼすおそれのある場合

６．第１１条１．～３．の者が入舎する時、寄宿舎の入舎定員に関わらず第１０条２．～９．の条件で入舎している者を対象とする。

７．上記１．～６．のいずれかに該当し、退舎する者は「寄宿舎退舎届」を提出しなければならない。

（欠員）

第１３条　欠員については、次のとおりとする。

１．欠員がある場合は、欠員募集および入舎選考を行うことができる。

２．入舎日は、当該児童生徒の状況を鑑み審議する。

（帰舎）

第１４条　帰舎とは、寄宿舎を利用している者が、自宅もしくは学校から寄宿舎に戻ることをいう。帰舎日については、次のとおりとする。

１．登校日の終業後から帰舎を認める。

２．次の各号に該当する場合は、帰舎を認めることがある。

（１）離島に在住の者の週中の祝日および週末
（２）離島または遠隔地に在住の者の登校日前日（16 時以降）
３．国家試験実施日の前日
（１）専攻科主任より寮務主任へ要請があり、校長が特別な理由として認めた場合で、下記の項目に該当する者。
ア　離島または遠隔地に在住の者
イ　公共交通機関の利用、保護者の送迎、同行援護サービスの送迎等の利用が困難で、試験日の集合時間までに間に合わない者

本運営規則で国家試験とは「あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験」を指す。また受験会場が本校の場合に限る。

（帰宅日・帰宅）
第１５条　帰宅日及び帰宅については、次のとおりとする。
１．帰宅日について。
（１）原則として休業日の前日は帰宅とする（週末、週中の祝日、長期休業日）
（２）宿泊を伴う行事等の前日（修学旅行、県外研修、県外大会など）
（３）高等部入試業務にかかる生徒休業日とその前日
（４）居住地校交流前日、校外就業体験期間中とその前日、国家試験実施日とその前日。
（５）特別な理由がある場合、帰宅日であるが、校長判断により在舎を認めることがある。特別な理由とは次のとおりとする。
ア　離島または遠隔地に在住の者
イ　公共交通機関の利用、保護者の送迎、同行援護サービスの送迎の利用が困難で、当日の集合時間までに間に合わない者
２．帰宅について。
（１）体調不良の者
ア　感染症またはその疑いがある場合
イ　発熱（37.5℃以上）、発作後の家庭での経過観察が必要と思われる場合
ウ　定期検診を除く、病院受診後に経過観察が必要と思われる場合
エ　上記以外でも体調不良の者は帰宅となる場合がある。
（２）学校を１日欠席した場合（但し、離島または遠隔地に在住の者を除く）
（３）学校が判断した緊急閉舎の場合（台風接近時、暴風（特別）警報発令時の場合など）

（服薬）
第１６条　服薬については、次のとおりとする。
１．常用薬、臨時薬および緊急時薬は、医師から処方されたもので、且つ服薬した結果、重篤な副反応がないことの確認がとれた薬のみ服薬管理及び服薬介助を行う。
２．寄宿舎で管理する薬は全て「与薬管理依頼書」と、薬の説明書を提出する。

３．市販薬（内服薬）の服薬管理および服薬介助は行わない。
４．前項の規定にかかわらず、原則 19 歳以上の服薬管理および服薬介助は行わないが、薬の説明書は提出する。薬は本人が管理し、使用は自己判断とする。
（19 歳以上で服薬管理が必要な場合は与薬管理依頼書も提出する）

（舎食）
第１７条　舎食については、次のとおりとする。
１．朝食および夕食を提供する（休日に開舎した場合、対象者へ昼食を提供する）。
２．前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は舎食の提供を行わない。
（１）「寄宿舎欠食届」が提出されている場合
（２）帰舎日の朝食（前日に帰宅した場合を含む）
（３）離島または遠隔地に在住の者が、登校日前日に帰舎した場合の夕食
３．保護者等または入舎生からの欠食の申し出は、欠食予定日の 10 日前まで受け付ける。
４．欠食について正当な理由がある場合は、「舎食費の支給に係る申請（理由）書」の提出を求めることがある。
５．「寄宿舎欠食届」または「舎食費の支給に係る申請（理由）書」の提出がない状態で、6 日以上舎食を摂らない場合は 6 日目以降の舎食にかかる費用を徴収する。

（諸経費）
第１８条　寄宿舎運営費については次のとおりとする。
１．原則、入舎決定後に一括または分割（前後期）での徴収とする。
２．途中入舎の場合は、入舎した月から徴収する。
３．返金、未納の場合は、寄宿舎運営費に関する規程に沿って対応する。
（１）途中退舎の場合
（２）月に 1 日も在舎しない場合
（３）寄宿舎運営費に執行残がある場合

（提出書類）
第１９条　入舎を希望する者および保護者等が提出する書類については、次のとおりとする。
１．入舎申込み時に以下の書類を提出する。
（１）入舎申込書
（２）入舎に関する確認書（署名）
（３）学級担任所見票（学級担任が記入）
（４）生活の様子（18 歳以下の児童生徒）
（５）疾病に関する診断書等（該当者のみ）
２．入舎時に以下の書類を提出する。
（１）入舎願（保護者等及び保証人の連署）
（２）食物アレルギー対応希望届

（３）与薬管理依頼書および薬の説明書（該当者のみ）

（その他）
第２０条　その他の規定については、次のとおりとする。
１．原則として、入舎生のスクールバス利用はできない。（学校長の許可を要す）
２．荷物の搬出については次のとおりとする。
（１）夏季休業期間中
（２）学年末
（３）退舎届を提出した場合

（改正施行）
第２１条
１．本運営規則の改正については、舎務部会の審議を経て寄宿舎運営委員会で検討し、承認を得ることとする。
２．本運営規則の施行については、寄宿舎運営委員会の承認後から運用を行う。

附　則
この規則は改正後、令和２年３月２日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和３年３月８日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和３年９月２９日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和４年３月２８日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和４年５月１１日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和６年４月１日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和６年９月３０日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和７年１０月１日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和８年４月１日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）
附　則
この規則は改正後、令和８年 10 月１日より施行する。（運営規則の見直し、整理のため）